

三田市産後等ヘルパー派遣登録事業者募集要項

1 目的

三田市は、家事や育児等に対して不安や負担を抱える家庭に対し、家事育児等の支援を実施することにより、負担を軽減し家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎ、子どもの健やかな成長を目的とする児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 19 項に規定する子育て世帯訪問支援事業を行うために、心身の負担が大きい産後間もない時期等に、日中支援を受けられない者で、家事や育児が困難な状況にあると認められた者に対し、家事又は育児を援助するホームヘルパーを派遣する産後等ヘルパー派遣事業を実施する。当該事業の実施にあたり、サービス提供事業者登録を希望する事業者の募集を行う。

2 事業の概要

(1) 事業の内容等

事業の内容については「三田市産後等ヘルパー派遣事業実施要綱」（以下「要綱」という。）、事業の委託内容については「三田市産後等ヘルパー派遣事業仕様書」（以下「仕様書」という。）それぞれに記載のとおりとする。

(2) 事業の実施区域

事業の実施区域は、三田市全域とする。

(3) 募集期間

随時募集。

3 登録事業者の応募資格

事業に対して意欲を有する事業者で、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

(1) 「介護保険法」第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者、又はこれと同等のサービスを提供できる者。(※)

(※)「同等のサービスを提供できる者」とは、本事業と類似のサービス提供の実績があり、サービス利用者の居宅等において家事又は育児サービスの提供が可能である事業者。

(2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者。

(3) 要綱及び仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できる者。

(4) 三田市入札等参加資格者名簿に登録された者であること（ただし、公共的団体等は除く）。

(5) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない者。

(7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(8) 三田市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に該当しない者であること。

4 提出書類

- (1) 三田市産後等ヘルパー派遣登録事業者申請書（様式1）
- (2) 産後等ヘルパー派遣類似事業の実績書（様式2）※必要な場合

5 登録事業者の審査等

三田市は、提出された書類に基づき事業者を審査する（必要に応じてヒアリング等を行う）。審査後、事業を適切に実施できると認められる事業者を登録事業者として登録するとともに、審査結果について書面で通知する。

6 登録内容の変更等

登録事業者は、登録内容に変更があったときは、速やかに、三田市産後等ヘルパー派遣事業者登録内容変更届により届け出ること。

7 登録事業者の取消等

次のいずれかに該当する場合又は、該当することが判明した場合は、市は登録事業者の登録を取り消すことができる。なお、登録の取消により損害を受けた場合においても、事業者は三田市に対し、その損害の補償を請求できないものとする。

- (1) 登録事業者の資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 事業を履行することが困難と認められる場合
- (5) 申請に際して不正行為があった場合

8 申請書等の提出方法

- (1) 提出先：10 問い合わせ先（応募書類提出先）
- (2) 提出方法：直接持参または郵送により提出
※持参の場合は、平日9時～17時30分（土・日曜日・祝日除く）

9 その他

- (1) 提出書類は審査結果にかかわらず返却しない。
- (2) 提出書類の作成等、応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。また、応募に係る経費及び準備等の損害賠償には一切応じない。
- (3) 当該募集は、あくまで登録事業者の募集を行うもので、登録されても必ず契約を約束するものではない（※契約は、当該年度の予算成立を受け、単年度ごとに予算の範囲内で単価契約等を締結する）。

10 問い合わせ先（応募書類提出先）

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1-1

三田市子ども・未来部子ども政策課（三田市役所本庁舎2階）

電話：079-559-5079 FAX：079-563-3611